

レスキューに関する規定

学校関係者の管轄下にある、交代要員の運搬や、レスキュー、コーチ、サポート等を目的として大会主催者側に登録したすべての艇を支援艇という。(但し、運営艇を除く)

このうちレース委員会と直接交信可能な国際 VHF 無線機及びレスキューフラッグを有し、自校の競技艇の安全及び自校関係者の管轄下にある支援艇の運航に主たる責任を負う艇をレスキュー艇という。レスキュー艇は「レスキューに関する規定」全文に従わなければならない。また、自校関係者の管轄下にあるチーム・ボートに直接連絡できる手段を持たなくてはならない。

レスキュー艇以外の支援艇を、チーム・ボートといい、レスキュー艇及びレース艇との接触が認められる。チーム・ボートは、次の項のみに従えばよい。

緊急時、レスキュー艇だけでは対処できないと思われる状況では、チーム・ボートは、レース委員会からの救助活動の要請又は、自発的判断によりレスキューフラッグの展開なしでレスキュー活動を行うことができる。その際、レース委員会からの救助要請、自発的な救助前の承諾、緊急救助後の事後承諾など、チーム・ボートとレース委員会との連絡は、レスキュー艇を介して行う。

観戦、応援等を目的とした(学校関係者の管轄下にある)大会主催者側に登録していないすべての艇を観覧艇という。観覧艇はレース艇に対する声援以外の支援及び運営艇との接触は認められない。

1. 一般事項

- 1-1 レスキュー艇はあらゆる海況を想定し、安全かつ迅速に人命を救助できるものとする。
- 1-2 各校は救助練習を行い、万全の体制を確立すると同時に、熟練した船長を乗船させ、救助中の安全並びに迅速化を図らなければならない。レスキュー運行中の全責任は、当該船舶の船長にある。
- 1-3 使用するレスキュー艇及びチーム・ボート艇数は制限しない。各校の技量に応じたレスキュー体制を、各校の判断と責任において構成しなければならない。
- 1-4 使用するレスキュー艇を運航する場合、関連法令を遵守しなければならない。
- 1-5 大会の主催者並びにレース委員会は、各校が講じたレスキュー体制の不備により生じた事故、及びレスキュー活動中に起こした事故に対し、一切の責任を負わない。
- 1-6 レース委員会は、この規定に違反した学校に対して、出場を拒否するかその他の措置をとることができる。
- 1-7 レスキュー艇の乗員規制は **3名以上定員数マイナス2名以下とし、定員4名の艇は3名とする。**
チーム・ボートは定員数以下とする。

2. 届出及び申告

- 2-1 各校は所定の書式にて、登録したレスキュー艇の必要事項を予めレース委員会に届出しなければならない。
- 2-2 レスキュー艇は出艇及び帰着申告を必ず行わなければならない。**チーム・ボートはこれを要しない。**

3. 携帯備品

- 3-1 レース委員会により貸与された赤色旗(赤色旗はデッキから最低 2m、キャビン付きの艇は屋根から最低 1m 以上の高さに、巻く又は畳んだ状態【以下、収納状態という】で常時保持し、レスキュー活動時には展開しなければならない。)
- 3-2 関連法令に定められた安全及び必要備品
- 3-3 レスキュー活動に必要な用具・備品、及び緊急時に必要な備品(**ワイヤーカッター及びシーナイフ**)
- 3-4 通信可能な国際 VHF 無線機及びレース委員会に申告済みの携帯電話

4. 運航

- 4-1 レスキュー艇は、レース艇が出艇から帰着までの間、何時でも臨機かつ迅速に、レスキュー活動ができるようにしておかなければならない。
- 4-2 運航中（救助中を含む）、レスキュー艇に積まれている国際 VHF 無線機及び携帯電話を、海上本部及びセーフティ艇と、常に交信できる状態に維持しなければならない。国際 VHF 無線機での通信に不具合が生じた場合、近くの運営艇に申し出ること。
- 4-3 レスキュー艇は、自己の監視責任において、自校のレース艇が危険な状態にあるか否か、レースを続行しているか否かを、常に監視していなければならない。
- 4-4 レスキュー艇は自校のレース艇が、次の場合にはセーフティ艇に連絡を取らなければならない。
 - (a) 沈をした場合
 - (b) 危険な状態にある場合
 - (c) その他救助が必要な場合
- 4-5 レスキュー艇は緊急の場合を除き、レース中にレース委員会が指定した海面に入ってはならない。（帆走指示書参照）
- 4-6 レース中のレース海面への入場手続き
 - (a) 学校名、クラス、エントリーナンバー等の内容をセーフティ艇に申告する。
 - (b) 許可を得た後、赤色旗を展開して救助活動を行う。（赤色旗展開が活動中の目安である。）
 - (c) 必要に応じ、経過報告を行う。
 - (d) セーフティ艇に終了報告を行い、赤色旗を収納状態に戻す。
- 4-7 何らかの理由により（4-6 レース中のレース海面への入場手続き）がとれない場合、又は、緊急を要する場合は、直ちに救助活動を行うこと。この場合、できるだけ早くセーフティ艇に連絡すること。

5. レスキューチェック

- 5-1 セーフティ艇は、海上において搭載備品等のチェックを行う場合がある。
- 5-2 無線チェック
セーフティ艇は、各レスキュー艇に対し、原則として、その日の最初のレースの予告信号予定時刻の 15 分前以降に無線チェックを行う。
コールされたレスキュー艇は定員数及び乗員数を申告すること。

2023 年 5 月 改定